

第1793号
令和4年7月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例 1

(民事)

- 建材メーカーが、石綿含有建材の製造販売に当たり、当該建材が使用される建物の解体作業従事者に対し、当該建材から生ずる粉じんにばく露すると石綿関連疾患に罹る危険があること等を表示すべき義務を負っていたとはいえないとした事例
(令和3年(受)第1125号・第1126号・令和4年6月3日 第二小法廷判決 破棄差戻し、一部破棄自判)
- 地方公共団体の職員が暴行等を理由とする懲戒処分の停職期間中に同僚等に対して行った同処分に関する働き掛けを理由とする停職6月の懲戒処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例
(令和3年(行ヒ)第164号・令和4年6月14日 第三小法廷判決 破棄差戻し)

(刑事)

- 他人の物の非占有者が業務上占有者と共に横領した場合における非占有者に対する公訴時効の期間
(令和3年(あ)第821号・令和4年6月9日 第一小法廷判決 破棄自判)

◎最高裁判所裁判例要旨 8

(民事)

- 固定資産課税台帳に登録されたゴルフ場用地の価格が固定資産評価基準の定める評価方法に従つて算定されたものということができないとした原審の判断に違法があるとされた事例
(令和2年(行ヒ)第323号・令和4年3月3日 第一小法廷判決 破棄差戻し)
- 不当景品類及び不当表示防止法7条2項と憲法21条1項、22条1項
(令和3年(行ツ)第33号・令和4年3月8日 第三小法廷判決 破棄)

◎記事 9

- 令和4年度長官所長会同協議結果概要
- 広報テーマ(8月分)
- 叙位・叙勲(4月分、死亡者のみ)
- 人事異動(6月5日～6月19日)

◎裁判所だより 12

- 「明智光秀ゆかりの城下町 福知山」(京都地方・家庭裁判所福知山支部、福知山簡易裁判所)

◎最高裁判所規程・告示・法律等・政令 13

- 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程の制定について
- 最高裁判所告示第四号
- 児童福祉法等の一部を改正する法律について
- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

裁判例

民事

◎ 建材メーカーが、石綿含有建材の製造販売に当たり、当該建材が使用される建物の解体作業従事者に対し、当該建材から生ずる粉じんにばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示すべき義務を負っていたとはいえないとした事例

件名 損害賠償請求事件

最高裁判所令和3年(受) 第1125号
第1126号

令和4年6月3日 第二小法廷判決

一部破棄差戻し、一部破棄自判

第1125号上告人 株式会社エーアンドエーマ
テリアル

第1126号上告人 ニチアス株式会社

第1125号・第1126号被上告人
X1ほか4名

原 審 東京高等裁判所

主 文

- 原判決中、被上告人X1の請求に関する上告人ら敗訴部分を破棄し、同部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。
- 原判決中、その他の被上告人らの請求に関する上告人ら敗訴部分を破棄し、同部分につき、同被上告人らの控訴を棄却し、同被上告人らの原審で拡張した請求を棄却する。
- 前項の被上告人らと上告人らとの間に生じた控訴費用及び上告費用は、同被上告人らの負担とする。

理 由

令和3年(受)第1125号上告代理人吉益信治ほかの上告受理申立て理由第2の3及び同第1126号上告代理人石寄信憲ほかの上告受理申立て理由第5について

1 本件は、建物の解体作業等に従事した後に石綿肺、肺がん等の石綿(アスベスト)関連疾患に罹患した者又はその承継人である被上告人らが、建材メーカーである上告人らに対し、当該疾患への罹患は、上告人らが、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材が使用される建物の解体作業等に従事する者に対し、

当該建材から生ずる粉じんにばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等(以下「本件警告情報」という。)を表示すべき義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行しなかったことによるものであるなどと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 石綿は、天然に産出される纖維状けい酸塩鉱物(クリソタイル、クロシドライト等)の総称であり、耐熱性等にその特長を有し、建材等に広く使用されてきた。

我が国で使用してきた石綿含有建材には、壁や天井の内装材として用いられるスレートボード及びけい酸カルシウム板、外壁や軒天の外装材として用いられるスレート波板等があった。また、鉄骨造建物の工事においては、躯体となる鉄骨の耐火被覆として、石綿とセメント等の結合材を混合した吹付け材が用いられていた。

(2) 建物の解体工事において、石綿含有建材の切断、破碎、除去等をする際に、当該建材に含まれる石綿が粉じんとなって発散し、解体作業従事者が石綿粉じんにばく露することがあった。

(3) 石綿関連疾患には、石綿肺、肺がん等がある。石綿肺は、石綿粉じんを大量に吸入することによって発生する疾患であり、じん肺の一種である。肺がんは、肺に発生する悪性腫瘍の総称である。石綿粉じんのばく露量と肺がんの発症率との間には、直線的な量反応関係(累積ばく露量が増えるほど発症率が高くなること)が認められる。

(4) 石綿粉じんへのばく露と石綿関連疾患の罹患との間の因果関係に関しては、石綿肺につき昭和33年3月頃に、肺がん、中皮腫等につき昭和47年頃にそれぞれ医学的知見が確立し、昭和48年までに当該知見を基礎付ける研究報告等が国際機関等により公表されていた。

3 原審は、上記事実関係の下において、要旨次のとおり判断して、被上告人らの不法行為に基づく損害賠償請求を一部認容した。

上告人らは、遅くとも昭和50年1月1日以降、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材が使用される建物の解体作業従事者に対し、①当該建材自体に本件警告情報を記載し、②本件警告情報を記載したシール等とこれを当該建材が使用された部分に貼付するよう当該建物の建設工事の施工者に求める文書とを当該建材に添付し、又は③本件警告情報を記載した注意書とこれを当該建物の所有者に交付するよう当該施工者に求める文書とを当該建材に添付するなどの方法

により、本件警告情報を表示すべき義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行しなかった。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係によれば、石綿含有建材の中には、吹付け材のように当該建材自体に本件警告情報を記載することが困難なものがある上、その記載をしたとしても、加工等により当該記載が失われたり、他の建材、壁紙等と一体となるなどしてその視認が困難な状態となったりすることがあり得る。また、建物において石綿含有建材が使用される部位や態様は様々であるから、本件警告情報を記載したシール等を当該建材が使用された部分に貼付することが困難な場合がある上、その貼付がされたとしても、当該シール等の経年劣化等により本件警告情報の判読が困難な状態となることがあり得る。本件警告情報を記載した注意書及びその交付を求める文書を石綿含有建材に添付したとしても、当該建材が使用された建物の解体までには長期間を経るのが通常であり、その間に当該注意書の紛失等の事情が生じ得るのであって、当該注意書が解体作業従事者に提示される蓋然性が高いとはいえない。そして、上告人らは、建材メーカーであり、上記の貼付又は交付等の実現を確保することはできない。これらに照らせば、原審の説示する上記の方法は、いずれも解体作業従事者が石綿粉じんにばく露する危険を回避するための本件警告情報の表示方法として実現性又は実効性に乏しいものというべきであり、上告人らが石綿含有建材を製造販売するに当たり、ほかに実効性等の高い表示方法があったということもできない。

加えて、上告人らは、その製造販売した石綿含有建材が使用された建物の解体に関与し得る立場なく、建物の解体作業は、当該建物の解体を実施する事業者等において、当該建物の解体の時点での状況等を踏まえ、あらかじめ職業上の知見等に基づき安全性を確保するための調査をした上で必要な対策をとつて行われるべきものということができる。

以上によれば、上告人らが、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材が使用される建物の解体作業従事者に対し、本件警告情報を表示すべき義務を負っていたということはできない。

5 これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決中、被上告人の請求に関する上告人ら敗訴部分は破棄を免れない。そして、上記破棄部分のうち、被上告人Xの請求に関する部分については、原審の確定した事実関係によれば、同被上告人が石綿含有建材を使用する建設作業に従事していた時期があることから、損害の額等につい

て更に審理を尽くさせる必要があるので、本件を原審に差し戻すこととする。また、上記4に説示したところによれば、その余の被上告人らの請求はいずれも理由がないから、第1審判決は結論において正当であり、上記破棄部分のうち、同被上告人らの請求に関する部分につき、同被上告人らの控訴を棄却し、同被上告人らの原審で拡張した請求を棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 菅野博之 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美)

◎ 地方公共団体の職員が暴行等を理由とする懲戒処分の停職期間中に同僚等に対して行った同処分に関する働き掛けを理由とする停職6月の懲戒処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 懲戒処分取消等請求事件

最高裁判所令和3年(行ヒ)第164号
令和4年6月14日 第三小法廷判決 破棄差戻し

上告人 氷見市

被上告人 X

原審 名古屋高等裁判所金沢支部

主 文

原判決中上告人敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき、本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人山本賢治、同山本尚宗の上告受理申立て理由について

1 普通地方公共団体である上告人の消防職員であつた被上告人は、任命権者であった氷見市消防長(以下「消防長」という。)から、上司及び部下に対する暴行等を理由とする停職2月の懲戒処分(以下「第1処分」という。)を受け、さらに、その停職期間中に正当な理由なく上記暴行の被害者である部下に対して面会を求めたこと等を理由とする停職6月の懲戒処分(以下「第2処分」という。)を受けた。本件は、被上告人が、上告人を相手に、第1処分及び第2処分の各取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 地方公務員法29条1項は、職員が同法等に違反した場合(1号)、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合(3号)等においては、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる旨規定し、氷見市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和36年氷見市条例第16号)4条1項は、停職期間は1日以上6月以下とする旨規定する。

(2) 被上告人は、平成2年4月に消防職員として上告人に採用され、第2処分を受けた後である同29年10月31日付けで依願退職した。

(3)ア 被上告人は、平成23年7月22日、関係者の会合において、消防長であるAに対し、「お前みたいなやつ、早く消防長辞めてしまえ。」と怒鳴った。

イ 被上告人は、平成25年5月又は6月頃の勤務終了時、消防署庁舎内において、上司であるBに対し、「お前、上の者のところへ行って俺の悪口を言つるやろう。」などと大声で一方的に怒鳴り、胸倉をつかんで移動させ、壁に押し付けた。

ウ 被上告人は、平成25年6月10日頃の救助訓練の準備行為中、部下であるCを注意し、これに対してふてくされた態度をとった同人を蹴ろうとした。そして、これを避けようとした同人の左手に被上告人の足が当たり、Cの左手小指が腫れた。

エ 被上告人は、平成26年1月、消防署庁舎内において、部下であるDに対し、「何や、お前その手は、反抗的やの。」などと威圧的に述べ、平手で頬を殴打した。同人は、同年頃から被上告人に連日怒鳴られていたところ、被上告人による暴行及び暴言が一因となり、心的外傷後ストレス障害(P T S D)に罹患した。

オ 被上告人は、平成26年6月頃、消防署庁舎内において、上司であるEに対し、胸倉をつかみ、「殴つてやろうか。」などと大声で怒鳴った。

カ 被上告人は、平成28年3月末頃、消防長であるFに対し、「お前みたいなやつ、早く辞めてしまえ。」と怒鳴った。

キ 被上告人は、平成28年10月頃、消防署庁舎内において、上司であるGに対し、大声で一方的に怒鳴りつけて詰め寄った。Eが、被上告人とGを連れて別室に移動したが、被上告人は、その後もE及びGに対し、約10分間にわたり一方的に「バカ」、「アホ」などと怒鳴り続けた。

(4) 被上告人は、平成29年2月27日付けで、消防長から、前記(3)の行為等に関し、地方公務員法29条1項1号に基づき停職2月の懲戒処分を受け(第1処分)、同年5月10日、氷見市公平委員会に対して審査請求をした。

(5)ア 被上告人は、平成29年3月6日、Eに対する暴行及び暴言(前記(3)オ)についての事情を知っていた同僚であるHに対し、電話で、同人が訓練において不適切に電動式心肺人工蘇生器を作動させた事案につき、被上告人においてHに対する処分を軽くするための行動をとることを提案した上で、同人が第1処分に係る調査で事実関係を話したのかについて問い合わせ、同人が裏切るような行為をしたために第1処分がされたのであれば許さないなどと述べた。

イ 被上告人は、平成29年3月3日から同月23日までの間、Cに対し、数次にわたる電話で、当時消防職員の給与計算を担当していた同人による時間外勤

務手当の処理に問題があることに言及した上で、第1処分に対する審査請求手続において同人への暴行が争点となること等についての話をし、処分をより軽くする目的で、同人と面会する約束をした。その後、被上告人は、Cとの間でメールのやり取りをしたところ、被上告人が送信したメールには、被上告人の運転する自動車にCが同乗して氷見市外の面会場所に行くことを提案する旨の記載や、「この不服に邪魔が入りもうまくいかなかったら辞表出して（中略）消防長とDを刑事告訴する それに加担したものも含むつもりークしたものも同罪やろ」との記載があった。

Cは、被上告人と面会したくないと考えたため、消防長であるFに相談したところ、被上告人と面会することを禁止されるなどしたことから、同月29日朝、被上告人に対し、面会を取りやめる旨のメールを送信した。これに対し、被上告人は、間もなく、Cに対し、連続して3回にわたりメールを送信した。そのメールには、「Dと一緒にならないように」、「お前も加担してるとは思わなかったわ」との記載があった。

(6) 被上告人は、平成29年4月27日付で、消防長から、前記(5)の行為が、正当な理由なく暴行の被害者に対して面会を求めるなど、いずれも反社会的な違法行為であって、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に当たるなどとして、地方公務員法29条1項3号に基づき停職6月の懲戒処分を受けた（第2処分）。

3 原審は、上記事実関係等の下において、第1処分は適法であるとしてその取消請求を棄却すべきものとする一方、要旨次のとおり判断して、第2処分の取消請求を認容し、損害賠償請求の一部を認容した。

第2処分の対象となる非違行為はそれなりに悪質なものであり、被上告人は第1処分を受けても反省していないとみられるが、上記非違行為は、反社会的な違法行為とまで評価することが困難なものである上、第1処分に対する審査請求手続のためのものであって第1処分の対象となる非違行為である暴行等とは異なる面があり、同種の行為が反復される危険性等を過度に重視することは相当ではない。そうすると、第1処分の停職期間を大きく上回り、かつ、最長の期間である6月の停職とした第2処分は、重きに失するものであって社会通念上著しく妥当を欠いており、消防長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものである。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をするか否か、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択するかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会

観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものと解される（最高裁昭和47年（行ツ）第52号同52年12月20日第三小法廷判決・民集31巻7号1101頁、最高裁平成23年（行ツ）第263号、同年（行ヒ）第294号同24年1月16日第一小法廷判決・裁判集民事239号253頁等参照）。

(2)ア 前記2(5)アの被上告人によるHへの働き掛けは、被上告人がそれまで上司及び部下に対する暴行及び暴言を繰り返していたことを背景として、同僚であるHの弱みを指摘した上で、第1処分に係る調査に当たって同人が被上告人に不利益となる行動をとっていたならば何らかの報復があることを示唆することにより、Hを不安に陥れ、又は困惑させるものと評価することができる。

また、前記2(5)イの被上告人によるCへの働き掛けは、同人が部下であり暴行の被害者の立場にあったこと等を背景として、同人の弱みを指摘するなどした上で、第1処分に対する審査請求手続を被上告人にとって有利に進める目的として面会を求める、これを断ったCに対し、告訴をするなどの報復があることを示唆することにより、同人を威迫するとともに、同人を不安に陥れ、又は困惑させるものと評価することができる。

イ そうすると、上記各働き掛けは、いずれも、懲戒の制度の適正な運用を妨げ、審査請求手続の公正を害する行為というほかなく、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に明らかに該当することはもとより、その非難の程度が相当に高いと評価することが不合理であるとはいえない。また、上記各働き掛けは、上司及び部下に対する暴行等を背景としたものとして、第1処分の対象となった非違行為と同質性があるということができる。加えて、上記各働き掛けが第1処分の停職期間中にされたものであり、被上告人が上記非違行為について何ら反省していないことがうかがわれることにも照らせば、被上告人が業務に復帰した後に、上記非違行為と同種の行為が反復される危険性があると評価することも不合理であるとはいえない。

以上の事情を総合考慮すると、停職6月という第2処分の量定をした消防長の判断は、懲戒の種類についてはもとより、停職期間の長さについても社会観念上著しく妥当を欠くものであるとはいせず、懲戒権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということはできない。

(3) 以上によれば、第2処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断には、懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法があるというべきである。

5 以上のとおり、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、第2処分に関するその他の違法事由の有無等について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 長嶺安政 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 渡邊恵理子)

刑事

◎他人の物の非占有者が業務上占有者と共に謀して横領した場合における非占有者に対する公訴時効の期間

件名 業務上横領被告事件

最高裁判所令和3年(あ)第821号

令和4年6月9日 第一小法廷判決 破棄自判

被告人 A

原 審 東京高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。

本件控訴を棄却する。

理 由

弁護人野島梨恵の上告趣意のうち、判例違反をいう点について

1 第1審判決の認定した犯罪事実の要旨は、「被告人は、株式会社Bの取締役兼総務経理部長として同社の経理業務を統括していたC(以下「C」という。)と共に謀の上、平成24年7月5日、同社名義の銀行口座の預金をCにおいて同社のために業務上預かり保管中、東京都内の同社事務所において、自己の用途に費消する目的で、Cにおいて、情を知らない同社職員に指示して、上記口座から、Cらが管理する銀行口座に、現金2415万2933円を振込入金させ、もってこれを横領した。」というものである。

2 第1審判決は、上記認定事実によれば、被告人の行為は、刑法65条1項により、同法60条、253条(業務上横領罪)に該当するが、被告人には業務上の占有者の身分がないので、同法65条2項により同法252条1項(横領罪)の刑を科することとなる(以下、この法令の適用を「本擬律」という。)とした。その上で、公訴時効の成否について、公訴時効の期間は、科される刑を基準として定めるべきであるとし、横領罪の法定刑(5年以下の懲役)を基準として刑訴法250条を適用すると、公訴時効の期間は5年(同条2項5号)であるから、本件の犯罪行為が終了した平成24年7月5日から起算して、本件の公訴提起がされた令和元年5月22日には公訴時効が完成していたとして、被告人に対し、同法337条4号により免訴を言い渡した。

これに対し、検察官が控訴し、被告人に対する公訴時効の期間は業務上横領罪の法定刑を基準とすべきであるのに横領罪の法定刑を基準として公訴時効の完成を認めた第1審判決には法令適用の誤りがあると主張

した。原判決は、第1審判決の認定した犯罪事実及び本擬律を前提に、公訴時効の期間は、成立する犯罪の刑を基準として定めるべきであるとし、業務上横領罪の法定刑(10年以下の懲役)を基準として刑訴法250条を適用すると、公訴時効の期間は7年(同条2項4号)であるから、本件の公訴提起時に公訴時効は完成していないとして、第1審判決を法令適用の誤りを理由に破棄し、第1審判決と同旨の犯罪事実を認定して、被告人を懲役2年に処した。

3 所論は、原判決の判断は、名古屋高等裁判所昭和44年(う)第140号同45年7月29日判決・名古屋高等裁判所刑事判決速報487号(以下「名古屋高裁判決」という。)と相反すると主張する。名古屋高裁判決は、他人の物を占有していない者(以下「非占有者」という。)が、これを業務上占有する者(以下「業務上占有者」という。)と共に謀して横領したという事案において、本擬律を前提に、非占有者に対する公訴時効は、横領罪の公訴時効によるべきである旨判示したものであり、原判決の判断は、名古屋高裁判決と相反している(なお、所論は、原判決の判断は、最高裁昭和30年(あ)第3640号同32年1月19日第三小法廷判決・刑集11巻12号3073頁とも相反する旨主張するが、同判例は、所論のような趣旨まで判示したものではないから、前提を欠く。)。

4 そこで検討すると、公訴時効制度の趣旨は、処罰の必要性と法的安定性の調和を図ることにあり、刑訴法250条が刑の輕重に応じて公訴時効の期間を定めているのもそれを示すものと解される。そして、処罰の必要性(行為の可罰的評価)は、犯人に対して科される刑に反映されるものということができる。本件において、業務上占有者としての身分のない非占有者である被告人には刑法65条2項により同法252条1項の横領罪の刑を科することとなるとした第1審判決及び原判決の判断は正当であるところ、公訴時効制度の趣旨等に照らすと、被告人に対する公訴時効の期間は、同罪の法定刑である5年以下の懲役について定められた5年(刑訴法250条2項5号)であると解するのが相当である。これによれば、本件の公訴提起時に、被告人に対する公訴時効は完成していたことになる。

5 以上によれば、原判決は、法令の解釈適用を誤り、名古屋高裁判決と相反する判断をしたものであり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかである。論旨は理由がある。

よって、弁護人のその余の上告趣意に判断を加えるまでもなく、刑訴法405条3号、410条1項本文により、原判決は破棄を免れず、上記の検討によれば、被告人に対し公訴時効の完成を理由に免訴を言い渡し

た第1審判決は正当であり、「検察官の控訴は理由がないことに帰するから、同法413条ただし書、414条、396条によりこれを棄却することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官山口厚の補足意見がある。」

裁判官山口厚の補足意見は、次のとおりである。

私は法廷意見に全面的に賛成するものであるが、補足して若干意見を述べておきたい。

1 公訴時効は処罰の必要性と法的安定性の調和の上に成り立つ制度であるが、処罰の必要性は被告人に科される刑の重さによって表されている。身分のない共犯に「通常の刑」を科す刑法65条2項は、身分がないことにより認められる処罰の必要性の相違を科し得る刑に反映させるための規定である。したがって、このように処罰の必要性をよりよく反映した刑が、法の定める制約の枠内において、公訴時効期間を決める基準とされるべきものといえる。そして、このような考慮を制約する枠として、ある事情が法律上の加重・減輕事由である場合に、「加重し、又は減輕しない刑」を公訴時効期間の基準とする旨を定める刑訴法252条の規定が問題となる。しかし、本件で問題となる刑法65条2項はこのような法律上の減輕事由を定めるものではないから、刑訴法252条の定める制約によって刑法65条2項適用以前の刑により公訴時効期間を決定すべきことになるわけではない。同項適用後の処罰の必要性が反映された刑によって公訴時効期間を定めることが相当である。

2 原判決は、共犯の統一的処理の理念により、本件では業務上横領罪の法定刑を基準として公訴時効期間を定めるのが相当だとしている。しかし、共犯の統一的処理といつても、そもそも共犯事件について公訴時効期間の統一を求める規定が存在するわけではない。また、共犯の場合に公訴時効の起算点を「最終の行為が終つた時」とする刑訴法253条2項は、同条1項の「犯罪行為が終つた時」を起算点とする一般規定を共犯の場合に確認するものにすぎないといえ、共犯事件について特則を定めるものとはいえない。さらに、同法254条2項は共犯事件について公訴提起による時効の停止の効果を他の共犯に及ぼしており、これ自身は共犯の統一的処理に沿うものではあるものの、このことはその他の事情による時効の停止には及ばない

(同法255条1項参照)など、共犯の統一的処理の理念は、処罰の必要性を公訴時効期間に反映させるという制度趣旨に由来する要請を凌駕するような公訴時効制度の根幹にかかわるものとはいえないであろう。したがって、刑法65条2項の適用により指示される横領罪の法定刑を公訴時効期間を定める基準とすることが相当である。

3 業務上占有者に非占有者が加功する本件の場合についての法廷意見の結論は、業務上占有者に占有者が加功する場合の取扱いとの均衡からも、相当な結論だと思われる。すなわち、業務上占有者に占有者が加功する場合には、刑法65条2項が適用されて、占有者には横領罪の共犯が成立することになると思われる(業務上占有者は占有者との関係では身分によって刑の軽重がある加減的身分であり、判例の立場によれば同条1項の適用はなく同条2項のみ適用されることになるはずだからである。したがって、占有者について公訴時効期間は5年となる)。ここで、占有者よりも類型的に可罰的評価(処罰の必要性)が軽くなるべきだと思われる非占有者について、横領罪の法定刑ではなく、業務上横領罪の法定刑を基準として公訴時効期間を決めるとは、それを占有者については5年としながら、非占有者については7年とするという不均衡を認めることになり、相当でないと解されるのである。

検察官清野憲一 公判出席

(裁判長裁判官 山口 厚 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹)

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 固定資産課税台帳に登録されたゴルフ場用地の価格が固定資産評価基準の定める評価方法に従って算定されたものということができないとした原審の判断に違法があるとされた事例

|| 令和2年(行ヒ)第323号
|| 令4・3・3一小判 破棄差戻し
裁判集民267号本誌1787号

固定資産課税台帳に登録された基準年度に係る賦課期日におけるゴルフ場用地（ゴルフ場の用に供する一団の土地）の価格について、同期日において当該ゴルフ場用地の周辺の土地は工場等の敷地となっていたという事実関係の下では、当該ゴルフ場用地の取得価額を附近の土地の価額から評定するに当たり、当該ゴルフ場用地の造成前の状態である塩田跡地としての取得価額を評定していないことを理由として固定資産評価基準の定める評価方法に従って算定されたものということができないとした原審の判断には、固定資産の評価に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

- 不当景品類及び不当表示防止法7条2項と憲法21条1項、22条1項

|| 令和3年(行ツ)第33号
|| 令4・3・8三小判棄却
裁判集民267号本誌1787号

不当景品類及び不当表示防止法7条2項は、憲法21条1項、22条1項に違反しない。

記事

◎令和4年度長官所長会同協議結果概要

1 6月1日、2日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。

本年の会同においては、各事件分野における審理運営改善及び司法行政上の諸課題への対応の現状や、これまでの「部」の機能の活性化の取組の継続による成果、今後の取組の課題等について議論された。また、上記取組において中心的役割を担う部総括に期待される役割の変化及びこれから部総括に期待される役割に即した支援を行っていく上での所長に求められる役割等について意見交換を行った。

(1) 各事件分野における審理運営改善の現状や、これまでの「部」の機能の活性化の取組の継続による成果、今後の取組の課題等

民事分野では、部内において、ITツールを活用した新しい審理運営の取組の紹介、単独事件に関する意見交換等の審理運営についての議論を通じて、個別事件の進行方針や審理運営の改善等についてこれまで以上に議論されるようになり、これらの取組が継続的に行われてきた結果、デジタル化を見据えた従来の運用にとらわれない抜本的な運用改善の議論が、部の内部だけではなく部を越えても活発化しているなど、一定程度定着したという意見が多数出された。また、ウェブ会議を利用した意見交換などを含めた各庁における具体的な取組が紹介され、このような取組は、デジタル化を契機とし、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況下におけるウェブ会議の利用の定着などもあり一層活発化したとの指摘がされた。その上で、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくために、デジタル化を契機とする審理運営改善についての議論のほか、感染拡大防止と司法機能の両立といった事件処理に密接に関係しつつも個別の事件処理や部を越えた諸課題についても議論を深めていくことの必要性が確認された。

他方で、他の事件分野と比較して、類型が多岐にわたり、手続進行上の裁判官の裁量が大きいといった構造上の理由から、個々の裁判官の運営改善に向けた姿勢にはなお差異があり、また迅速化といった結果に必ずしも結びついていない旨の指摘もあった。もっとも、近時活発に行われている、庁を越えた意見交換の議論状況が各庁に伝わっていくことにより、部を拠点とした議論の刺激にな

り、結果として運用改善に消極的な裁判官にも変化が生じているとの指摘がされ、庁を越えた意見交換の取組が継続されていくべきであるという意見が出された。

刑事分野では、裁判員制度の導入をきっかけに刑事裁判の本質に立ち返った議論がされたことや、警備や広報対応といった事務局との協議を必要とする課題への対応が日常的であることから、部内にとどまらず、部を超えて審理運営改善や事件処理に必要な司法行政上の対応について活発な議論が行われているという意見が多数出された。他方、この議論は主に裁判員裁判についてであり、単独事件や、裁判員裁判非対象の合議事件に関する審理運営改善の取組には必ずしも波及しておらず、このような点について更に取組を進めていくべきという指摘があった。

家裁分野では、関係職種が関与するPT等における職種間連携を意識した議論など、庁として審理運営改善に向けた検討を行う取組は従前から定着しているところ、近時の取組としては、更に進んで、高等裁判所及び地方裁判所との意見交換や、家庭裁判所の上席裁判官同士の庁を超えた意見交換が実施されるなど、庁内にとどまらない形での審理運営改善に向けた検討を行っているという動きが紹介された。他方、家庭裁判所が進めている調停の審理運営改善の内容を外部に発信することの重要性や、調停部と人訴部が分かれているような比較的大きな庁では、家庭裁判所全体としてのより良い司法サービスの提供に向けて、これらの部が連携して審理運営改善に取り組む必要性があることなどが指摘された。

(2) 司法行政上の諸課題への対応の現状

新型コロナウイルス感染症への対応を一つのきっかけにして、事件処理に関係するような司法行政上の諸課題については、各裁判官において、部で検討するという意識が高まっている旨の指摘があった。他方、裁判官全体の問題意識を更に高めていくため、司法行政上の諸課題に関する議論を活性化するには、課題を明確にとらえやすくするような工夫をするといった改善の余地があるのではないかという指摘があった。また、司法行政上の課題に目を向けていくためには、裁判官に事務局の活動を理解してもらうような取組を行うことが効果的である旨の指摘があった。

(3) 「部」の機能の活性化の取組において中心的役割を担う部総括に期待される役割の変化及びこれから部総括に期待される役割に即した支援を行っていく上での所長に求められる役割等

部の機能の活性化の取組が行われていることに加え、現在は、デジタル化等に伴う裁判所全体の変革期でもあることから、各部の部総括に期待される役割は質量ともに増大してきており、このような部総括の役割の変化については、各部総括は認識している旨の意見が出された。

このような状況にある部総括を支援する所長としては、各部総括の得手不得手や、各々の置かれた状況等を踏まえて、きめ細やかな支援を行っていくことが重要であり、また、将来部総括の役割を担うこととなる陪席裁判官に対しても、組織課題について意識を高めるような育成を行っていくべきであるといった議論がなされた。

2 事務的協議

まず、多くの庁から、デジタル化に向けた関心・意識は全体として高まってきており、今後、デジタル化によって裁判事務、司法行政事務を問わず、裁判所の事務が変化していくことについても理解が深まりつつある現状が紹介された。他方、その変化の具体的な範囲や内容について十分なイメージを持っていない職員も少なからずいるとの意見も出された。

特に、デジタル化による裁判事務の変化の在りようについては、今後、より具体的な事務に引き付けた形で議論を深めていく必要があるが、今までの事務を変えていくことに不安を持つ裁判官や職員もいるとの指摘があった一方で、国民により良い司法サービスを提供するという観点から、デジタル化によるメリットを最大限享受できるように事務の在り方を見直すべきであり、システムに任せられるところは任せられるように事務の標準化を進め、裁判官は審理・判断に注力できるようにすべきだとの声も出てきているとの意見も出された。

このような実情を踏まえ、所長においては、特に、次世代を担う裁判官や職員の意見や感覚を庁内での議論に生かしていくように配慮しながら、庁全体でデジタル化に対する関心や意識をより一層高めていくことが必要であり、上級庁としても、そのような所長の取組を支援していく必要があるとの認識が共有された。

◎広報テーマ（8月分）

調停の現在

裁判所まで行くのが大変…

家事調停

話合いでの問題の解決を図る裁判所の調停。100年前に制度がでてから、国民や社会のニーズに応じて進化してきました。最近の取組を紹介します。

ローンの支払い見直せないかな？

民事調停

自然災害や新型コロナウイルス感染症等でローンの支払いに困ったときにも、特定調停で返済の見直し等を図ることができます。

特許権、商標権、著作権といった知的財産権に関する紛争について、迅速で柔軟な解決を非公開の手続で図る調停手続（知財調停）を利用することができます。

100
調停制度発足100周年

民事調停はお金の貸し借りなどの民事のトラブルを、
家事調停は離婚や相続などの家庭のトラブルを扱っています。

もっと詳しく！

特定調停

自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響で、今までの如きの返済が難しくなった場合、事前に銀行等の債権者に申出をし、弁護士等の専門家の支援を受けて、銀行等の債権者と調整した上、特定調停を利用して、ローンの減額や返済額の調整を銀行等とすることができます。

知財調停

知財調停では、知財部の裁判官と、知財事件の経験豊富な弁護士や弁理士などによって構成される調停委員会が、原則として3回目の期日までに、争点に対する見解を示すなど、専門性は維持しつつも、迅速な紛争解決の実現を非公開の手続で図ることができます。

また、特定のテーマに絞って話合いを行うなど、柔軟な解決も可能です。

ウェブ会議

調停の期日は裁判所で行うのが原則ですが、遠方に住んでいる、DVを受けていた等の事情で、裁判所に行くことが難しい場合、家事調停では、電話による方法に加えて、ウェブ会議を利用して参加できるようになります。現在（令和4年8月）4つの家庭裁判所で実施されており、更なる運用拡大に向けて準備しています。

手続が簡単な調停、困った時に思い出して、トラブル解決に役立ててください！

調停について、詳しくは裁判所ウェブサイトをご覧ください。
(<https://www.courts.go.jp/>)

裁判所 民事調停
裁判所 家事調停

◎叙位・叙勲 (4月分、死亡者のみ)	鹿児島地方・家庭裁判所長 大阪地方・家庭裁判所堺支部長 大阪地方・家庭裁判所堺支部長	浜本章子
従四位 元東京簡易裁判所判事	深津 洋 (4月5日)	野田恵司
従三位 元大阪高等裁判所判事	砂山一郎 (4月7日)	池町知佐子
従五位・瑞宝双光章 元高松検察審査会事務局長	小野恭照 (4月10日)	遠藤真澄 (以上6月10日)
従六位・瑞宝双光章 元水戸地方裁判所下妻支部主任書記官	市村省三 (4月13日)	北澤純一 (6月17日)
従六位・瑞宝双光章 元京都地方裁判所舞鶴支部庶務課長兼 主任書記官	中元 博 (4月23日)	小林宏司
従五位・旭日小綬章 元日本弁護士連合会常務理事	澤田和夫 (4月28日)	蓮井俊治 吉田尚弘 齋藤清文 関根規夫
◎人事異動	山田陽三 木村俊彦 (以上6月5日)	吉村哲郎 (以上6月18日)
定年退官 大阪高等裁判所判事 京都簡易裁判所判事	樋口裕晃 森崎英二 伊藤 寿 川上 宏 中山延一 土橋一徳	西都簡易裁判所判事兼宮崎簡易裁判所 判事 福岡簡易裁判所判事
京都簡易裁判所判事 大阪高等裁判所判事 高知地方・家庭裁判所長 高知地方・家庭裁判所長 京都地方裁判所判事 京都地方裁判所判事 大阪高等裁判所判事 定年退官 飯能簡易裁判所判事	中須賀亮子 (以上6月7日)	小中野浩 (6月19日)
飯能簡易裁判所判事 東京簡易裁判所判事 定年退官 千葉簡易裁判所判事	須田浩志 奥野雅道 (以上6月8日)	
千葉簡易裁判所判事 東京簡易裁判所判事 定年退官 函館簡易裁判所判事		

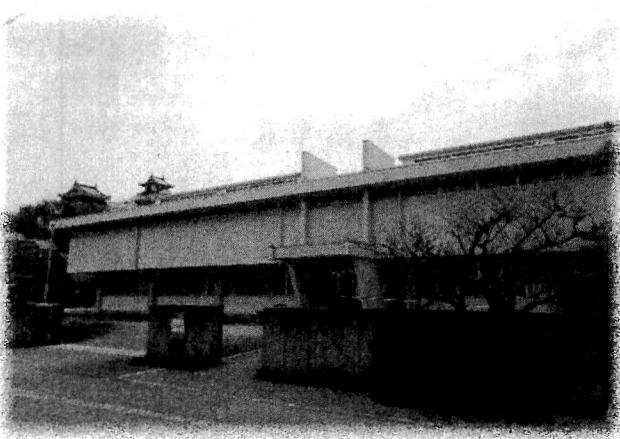
◎裁判所だより

「明智光秀ゆかりの城下町 福知山」

(京都地方・家庭裁判所福知山支部、福知山簡易裁判所)

京都地方・家庭裁判所福知山支部、福知山簡易裁判所は、京都府北部に位置する、豊かな自然と歴史ある街並みに恵まれた福知山市街地にあります。福知山市は、市域面積の大部分を林野が占め、その多くが大江山を含む山地で囲まれていますが、古くから道路が整備され、山陰地方や京阪神地方への分岐点として、要地の役割を果たしてきました。百人一首にも詠まれた観光名所である大江山は、八合目の鬼嶽稻荷神社（おにたけいなりじんじゃ）から秋から冬にかけて周囲の山々が乳白の雲海の中に島のように浮かんで見える幻想的な景色や、「酒呑童子」をはじめとする数々の鬼伝説が残る神秘的な山として知られています。

庁舎の敷地には、降雪とのコントラストが美しい「延寿の梅」の名称で知られる梅樹があり、隣には、本能寺の変によって主君である織田信長を討ち、一時天下人となったことで歴史上、大きなミステリーを残した明智光秀が築いた福知山城があります。自然石をそのまま用いた福知山城の石垣は、野面（のづら）積み、乱石積みなど、築城当初からの面影が残されており、福知山市の指定文化財となっています。天守閣からの景色は街全体を一望できるほどの絶景で、当支部からも四季折々の趣深い姿が鑑賞できます。



(写真は、京都地方・家庭裁判所福知山支部、福知山簡易裁判所庁舎)

近年は、丹波・但馬地方の食材を生かしたスイーツの街としても注目されており、また、毎年11月に行われる、関西圏でも歴史あるフルマラソンの大会として知られる「福知山マラソン」には、全国から約1万人のランナーが集い、サポーターやボランティアの方々と一緒にになって、市全体が盛り上がります。

このように、自然と歴史情緒あふれる一面に加えて、新しい魅力を創造している福知山市には、市内を由良川が流れています。中流部がスポーツ広場や花火大会の場として地域の人々に広く利用されている一方、かつては、大雨が降るたびに氾濫を起こし、周辺地域に深刻な被害を与えてきました。現在は、堤防築造や水位の監視によって、氾濫の予防策がとられており、当支部でも緊急時において迅速に対応できる態勢の構築に努めています。



(写真は、福知山城)

最高裁判所規程

『民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程の制定について』

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程（令和四年最高裁判所規程第二号）が制定され、令和四年十月一日から施行されます。この規程は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）により発信者情報開示命令手続が創設されたことに伴い、所要の改正を行つたもので

◎民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程

（令和四年五月二十五日 最高裁判所規程第二号）

（本則省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。）

附 則

この規程は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

◎民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添1のとおり

◎最高裁判所告示第四号

民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所が最高裁判所により次に掲げるものと定められたので、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第一条第二項に基づき告示する。

令和四年六月七日

最高裁判所長官 谷直人

裁 判 所	最 高 裁 判 所 長 官	大 直 人
	裁 判 所	谷 直 人
	効 力 を 生 ず る 日	
一 知 的 財 産 高 等 裁 判 所	令 和 四 年 六 月 二 十 八 日	
二 東 京 地 方 裁 判 所	令 和 四 年 六 月 二 十 八 日	
三 大 阪 地 方 裁 判 所	令 和 四 年 六 月 二 十 八 日	

法

律

等

《児童福祉法等の一部を改正する法律について》

この法律は、令和四年六月一五日に公布されました。

この法律は、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に關し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、一時保護開始時の要件及び手続の整備、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和、児童に対するわいせつ行為を行つた保育士の再登録手続の厳格化等の措置を講ずるものであります。

この法律は、同法附則第一条により、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行されます。なお、一時保護開始の判断に関する司法審査の導入に係る部分については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(法律の条文は、文書管理システムにより配信済み。)

◎児童福祉法等の一部を改正する法律

(令和四年六月一五日公布 法律第六六号)

(第三条関係及び附則第二十二条関係について、条文に代えて新旧対照条文を掲載。その他は省略。)
新旧対照条文Ⅱ別添2のとおり

政

令

◎特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

(令和四年五月二七日公布 政令第二〇八号)

内閣は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十月一日とする。

◎民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

第一条関係—民事事件記録符号規程（平成十三年最高裁判所規程第一号）

（傍線の部分は改正部分）

別表	新
地方裁判所	
（略）	
罹災都市借地借家臨時処理事件及び接 收不動産に関する借地借家臨時処理事 件	
別表	旧
地方裁判所	
（同上）	
罹災都市借地借家臨時処理事件及び接 收不動産に関する借地借家臨時処理事 件	
発信者情報開示命令事件	シ
（新設）	シ

(略)

(上句)

第二条 関係一事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）

新

事件の種類		記録の保存期間		事件書類の保存期間	
一一〇	(略)	示命令事件	発信者情報開	五年	終局決定の原本
一一一					へ申立てを不適
一一二					法として却下す
一一三	(略)				るもの及び異議
一一四	(略)				の訴えのあつた
一一五	(略)				ものを除く。)
一一六	(略)				三十年
一一七	(略)				三十年
一一八	(略)				三十年

四

事件の種類 (新設)		記録の保存期間	事件書類の保存期間
一	十		
二	九		
三	八		
四	七		
五	六		
六	五		
七	四		
八	三		
九	二		
十	一	(同上)	
十一			
十二			
十三			
十四			
十五			
十六			
十七			
(同上)			

八 二 十	七 二 十	六 二 十	五 二 十	四 二 十	三 二 十	二 二 十	一 二 十	二 十	二 十	十九	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							

七 二 十	六 二 十	五 二 十	四 二 十	三 二 十	二 二 十	一 二 十	二 十	二 十	十九	十八	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)						

申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。

⑧ (詰) 立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続ぎ一時保護を行おうとするとき、及び引き続ぎ一時保護を行った」とあるのは、「引き続ぎの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。

○家事事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（抄）（附則第十一条関係）
○令和六年四月一日・公布の日からの起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行

（傍線の部分は改正
行

第④項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第④項又は第⑤項の規定による一時保護とみなす。

④ ②・③ (略) 第三十三条の六 (略)
 ⑤ 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第一項第四項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

（略）

認定	認定
----	----

(略)	(略)
-----	-----

別冊の有り

第十五回 売るに決まつた児童は、第三十三回第六章第十七項第一号の規定による報告を受けた後二十歳未満の児童等について、必要があると認認するときは、これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

（五）
（略）
第一五五条の四第一号等は第三十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第一号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

第三十一条の六の二 社会的養護課立自支援拠点事業を行ふ都道府県は、第三十一条の六の二 第二項第三号若しくは第二項第四号、第三十一条の八 第四項若しくは第三十一条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十一条第六号の規定による報告を受けた満二十歳未満の義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

第三、第三十三条の六の三　社会的養護自立支援拠点事業を行ふ都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第一号の規定による報告を受けた二十歳未満の義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。